

県政スポット CM 制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、県政スポット CM 制作業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

県政スポット CM 制作業務

(2) 委託業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

(4) 契約金額の上限

3,010,000円(税込み)

3 応募資格要件

- (1) 奈良県競争入札参加資格者名簿に次の登録区分で登録されている者であること。
(中分類及び小分類)……Q3「映画制作」または Q5「広告・イベント業務」
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (7) 過去5年間に、テレビCM制作業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

4 スケジュール

- | | |
|-----------|--------------------|
| ・公募開始(公告) | 令和8年9月10日(木) |
| ・質問受付期限 | 令和8年9月15日(火)午後4時必着 |

- | | |
|------------------|---------------------|
| ・ 質問に対する回答 | 令和8年 9月18日（金） |
| ・ 企画提案参加表明書の提出期限 | 令和8年 9月28日（月）午後5時必着 |
| ・ 企画提案書等の提出期限 | 令和8年10月15日（木）正午必着 |
| ・ プレゼンテーション審査 | 令和8年10月下旬 |
| ・ 結果通知 | 令和8年10月下旬 |

5 応募手続き

（1）担当課

〒630-8501 奈良市登大路町30
 奈良県総務部知事公室広報広聴課報道・広報制作係
 電話番号 0742-27-8325
 FAX番号 0742-22-6904

（2）事前説明会

行わない。

（3）質問の受付・回答

本業務に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期限 令和8年9月15日（火）午後4時まで
- ② 受付方法 質問書（様式1）に質問事項を記載のうえ、FAXにより提出すること。
 なお、FAX送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
- ③ 回答方法 質問及び回答を取りまとめ、担当課ホームページに掲載する。
 ※掲載予定日：令和8年9月18日（金）

（4）企画提案参加表明書類の提出

① 提出書類

- （イ）企画提案参加表明書（様式2）
- （ロ）類似業務受注実績（本要領3（7）を満たすこと）を証明する書類
 （契約書の写し・仕様書等、契約の種類及び業務内容が分かる書類）
- （ハ）電子契約同意書兼メールアドレス確認書（電子契約を希望する場合のみ）

② 提出期限 令和8年9月28日（月）午後5時（必着）

③ 提出方法 本要領5（1）に持参、郵送又はFAXにより提出すること。

なお、FAX送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

④ 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

⑤ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて午後5時までに必着のこと。

⑥ ②の提出期限までに企画提案参加表明書の提出者の数が2者に達しない場合は、募集内容又は発注内容を見直し再度公告する。

（5）企画提案書等の提出

企画提案に参加する者は、以下の企画提案書等を提出すること。

① 提出書類

- （イ）企画提案参加申込書（様式3）
- （ロ）事業者概要書（様式4）
- （ハ）企画提案書表紙（様式5）
- （ニ）企画提案書（任意様式）
- （ホ）業務実施体制（任意様式）
- （ヘ）業務実施体制における担当責任者の実務経験等（様式6）
- （ト）業務実施スケジュール（任意様式）
- （チ）見積書（任意様式）

※本企画提案の内容に関する全ての費用を算定・計上すること。

内訳書は一式計上ではなく、積み上げ方式とすること。

内訳は必須とすること。

- ② 提出期限 令和8年10月15日(木) 正午(必着)
 - ③ 提出方法 本要領5(1)に持参又は郵送により提出すること。
 - ④ 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。
 - ⑤ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて提出期限までに必着のこと。
 - ⑥ 提出部数 7部(正1部、副6部)
※正1部については、記名押印すること。副6部については、①の(ハ)～(チ)のみとし、提案者を判読できるような用紙の使用や記載(会社名等の表記)を行わないこと。
- (6) 企画提案に関する留意事項
仕様書の目的及び内容を踏まえ、次の①～③に掲げる項目を含めて提案すること。
- ① キャッチコピー及びコンセプトを明記すること。
 - ② 制作するCMのイメージが分かるよう、仕様書別紙に示す2つのテーマ全てのシナリオや構成等を絵コンテ(カラー)に表現すること。
 - ③ プレゼン時に過去の制作実績やサンプル動画をモニターで映し出す場合は、企画提案書に明記すること。
- (7) 企画提案の無効
次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。
- ① 応募資格の無い者が提案したとき
 - ② 提出書類の提出期限が過ぎたとき
 - ③ 企画提案募集に対して、2件以上の提案をしたとき
 - ④ 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
 - ⑤ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき
 - ⑥ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
 - ⑦ その他不正な行為があったとき
 - ⑧ プレゼンテーションを欠席したとき
- (8) 辞退届の提出
企画提案参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当課へ電話連絡のうえ、令和8年10月15日(木) 正午(必着)までに辞退届(任意様式)を持参、郵送又はFAXにより提出すること。なお、FAX送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

6 企画提案書等の審査及び結果の公表

- (1) 審査は、令和8年10月下旬に行う予定(日時・詳細については企画提案参加表明書類の提出があった者に別途通知する。)
- (2) 選定審査委員会の設置
「県政スポットCM制作業務委託業者選定審査委員会」(以下「選定審査委員会」という。)を設置し、受託者を選定する。選定審査委員会は、次の事務を所掌する。
 - ① 企画提案書等の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定する
 - ② その他プロポーザル方式の実施に必要な事務
- (3) 審査基準
審査に当たっては、別記「審査基準」に基づき総合的に評価する。
- (4) 審査方法
 - ① 企画提案書等をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。また、追加資料等の提出は認めないが、企画提案書のプレゼン時に過去の制作実績やサンプル動画をモニターで映し出して良いこととする。

② プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

(5) 受託事業者の選定

企画提案内容を本要領6(3)に基づき審査、評価し、評価項目ごとに点数化する。選定審査委員会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、得点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。ただし、各委員の合計点数の総計が満点の6割以上でなければならないこととする。なお、最高得点者が2者以上であった場合は、選定審査委員会の合議により受託者を選定することとし、この場合は選定基準のうち配点の高い評価項目の得点を考慮する。

また、企画提案者が1者の場合は、各委員の合計点数の総計が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として選定することができる。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、受託事業者の選定後、速やかに企画提案者全員に書面で通知するとともに担当課ホームページにて公表する。公表については、業務名、最優秀提案者、得点等を掲載する。ただし、最優秀提案者以外の業者名は公表しない。

7 契約に関する事項

(1) 本要領6(5)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。

(2) 企画提案において、修正すべき事項がある場合には、県と受託事業者との協議において内容を追加、変更又は削除を行うことがある。

(3) 契約締結の協議にて合意に達した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

(4) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。

(5) 契約先候補者が契約の締結までに次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、本業務に係る契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方が次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。（契約解除した場合、損害賠償義務が生じる。）

（要件）

① 役員等が暴力団員であるとき

② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき

③ 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき

⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき

⑦ 下請契約等に当たり、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が契約の相手方に対して

- 当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき
- ⑧ 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき